建設業法施行令の改正に伴う建設工事配置技術者の取扱いについて

令和7年2月

令和7年2月1日に「建設業法施行令の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、 菰野町発注工事における建設工事の配置技術者の取扱いについて、以下のとおりとします。

1. 技術者を専任で配置しなければならない金額について

主任(監理)技術者の専任を要する請負金額は、下表のとおりです。

	現行	改正後
建築一式工事以外	4,000万円以上	4,500万円以上
建築一式工事	8,000万円以上	9,000万円以上

2. 営業所の専任技術者が工事の技術者を兼務できない金額について

営業所の専任技術者が工事の主任(監理)技術者を兼務できない金額(請負金額)については、下表のとおりです。

なお、町内業者又は準町内業者が施工する請負金額が下表の金額未満の工事にあっては、 1件に限り、主任(監理)技術者又は現場代理人を兼ねることを認めます。

	現行	改正後
建築一式工事以外	4,000万円以上	4,500万円以上
建築一式工事	8,000万円以上	9,000万円以上

3. 監理技術者(特例監理技術者)の配置について

監理技術者の配置を要する下請契約の総額については、下表のとおりです。

	現行	改正後
建築一式工事以外	4,500万円以上	5,000万円以上
建築一式工事	7,000万円以上	8,000万円以上

4. 専任を要しない工事現場への主任(監理)技術者の配置について

1人の主任(監理)技術者が兼務できる工事の当初契約金額の合計については、下表のと おりです。なお、兼務件数(3件)については、変更ありません。

	現行	改正後
建築一式工事以外	4,000万円未満	4,500万円未満
建築一式工事	8,000万円未満	9,000万円未満

5. 適用日

令和7年2月1日から適用します。

※請負契約の時点にかかわらず、同日以降はすべての工事について改正後の金額要件が 適用されることとなります